

いじめのない 笑顔あふれる学校を



旭川市立西神楽中学校

年 組 氏名

1 はじめに

いじめを受けた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをしています。そのようないじめが続くと、心や体の成長に影響を与えたり、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりする恐れがあります。

学校の先生方をはじめ、保護者、様々な関係機関の方々や教育委員会は、生徒をいじめから守り、充実した学校生活を送ることができるよう、協力して取組を進めます。また、みんなで共通理解して取組を進めるために、旭川市と教育委員会は「旭川市いじめ防止基本方針」を、それぞれの学校は「学校いじめ防止基本方針」をつくり、ホームページなどで知らせています。

一方で、いじめの問題を解決するためには、生徒自身が、「いじめは絶対に許されないことである」という考えをもち、いじめの問題について、考え、話し合い、いじめを防止するための取組を進めることが何よりも重要です。

そのためには、生徒の皆さんが「旭川市いじめ防止基本方針」や自分の学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容をよく理解するとともに、自分たちが主体となったいじめ防止の取組をどのように進めていくかを考え、考えるべき内容や、参考にする資料等について整理しました。

ついては、西神楽中学校の生徒全員が「いじめは絶対に許されないことである」という考えをもち、いじめのない笑顔あふれる学校づくりが進むことを期待しています。

2 いじめとは

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

次のようなことは「いじめ」です

- 悪口や脅しなど、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや、無視をされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ものを隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしているものをたかられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など

参考になしう

学校いじめ防止基本方針 P3・4

3 いじめを生み出さないために

こんなことを心がけて生活します

- いじめは、「人として許されない」という強い心もちます。
- お互いのよさや違いを認め、尊重し合います。
- 相手の気持ちを考えて、発言したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 友達と協力しながら係活動や行事に進んで取り組みます。
- 体験活動やボランティア活動に取り組み、友達との絆を強めます。
- パソコンや携帯電話、スマートフォンは、ルールを守って使います。
- 自分や友達を大切にします。

もし、いじめられたときは

一人で悩まず、先生方や家族などの大人や友だちに相談します。

いじめを「見た」「聞いた」「相談された」ときは

- 見て見ぬふりをせずに、勇気をもって助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するよう話します。

いじめのない学校をつくるために私たちができること



西神楽中学校 ストップいじめ宣言

- 1 みんなが助け合い相談できる学級をつくります
- 2 相手の気持ちを考え大切にし、言葉を選びます
- 3 見て見ぬふりをせず、一歩踏み出す勇気もちます
- 4 間違ったことを許さない強い意志もちます
- 5 一人一人がいじめについて真剣に考え続けます

参考しよう

旭川市いじめ防止基本方針 P27

